

検討事項(案)

- 1 エリアを限定した情報伝達の現状とあり方について
 - (1) エリアを限定して情報伝達すべき内容
 - 防災気象情報、避難勧告等の防災情報について、伝達手段ごとの伝達可能な情報量も踏まえてどのような内容で伝達するか
 - (2) エリアを限定して情報伝達する範囲
 - 防災情報をどういった時にどのような範囲で伝達するか
 - ① 時 間 日中、夜間・早朝
 - ② 伝達範囲 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険区域・箇所、集落、小学校区、合併前の旧市町村単位、政令市の区単位 等
 - (3) エリアを限定した情報伝達手段
 - 市町村における防災情報の伝達手段の現状について
 - ・各情報伝達手段の全国の整備状況
 - ・各情報伝達手段の比較
 - 市町村における防災情報の伝達手段のあり方について
- 2 上記情報伝達について確実にを行うとともに実効性を高めるために、併せて整理すべき事項について
 - (1) 市町村の災害応急体制
 - 突発的な災害に対する即応体制
 - 情報伝達体制
 - ・情報伝達機器の整備、メンテナンス
 - ・防災気象情報の活用や適切な伝達、情報伝達機器の操作が行える職員緊急参集体制(宿直を含む)
 - 避難勧告等の発令基準の設定
 - 避難勧告等の発令権者の決定(代行者を含む)
 - 避難所の開設体制
 - 担当する職員の訓練
 - (2) 平時における住民とのリスクコミュニケーション
 - 居住地の災害リスク
 - 垂直避難等を含めた避難行動
 - 訓練
 - (3) 政令市等規模の大きな市町村における課題
 - (1)(2)に係る本庁と行政区の責任区分の明確化